



平成 19 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 **ニチコン株式会社**
代表者名 代表取締役社長 武田 一平
(コード番号 6996 東証、大証、名証第1部)
問合せ先 執行役員 IR室長 杉本 重雄
(TEL 075-231-8461)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるとともに、また経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築するため、現行定款について、所要の変更を行うとともに一部字句を修正するものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日 (木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 <u>②株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(議長) 第 15 条 株主総会の議長には、<u>取締役社長がこれにあたる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。 <u>②取締役社長は会社を代表する。</u> <u>なお必要あるときは、取締役会の決議により、役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>②代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。 <u>②取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> <u>②代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の他の取締役がこれにあたる。</u></p>

以 上